第四節　フロン類の破壊

第二十三条中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「第十八条の二第一項本文」を「第三十七条第一項本文の規定によるフロン類の充塡の委託、第三十九条第一項本文」に、「同条第三項、第十九条若しくは第二十一条第一項」を「同条第四項、第四十一条若しくは第四十六条第一項」に、「第十八条の二第四項若しくは第二十条第一項」を「第三十九条第五項若しくは第四十四条第一項」に、「第十九条の二第一項」を「第四十二条第一項」に改め、「当該」の下に「充塡の委託」を加え、同条を第四十八条とする。

第二十二条の見出しを「（充塡量及び回収量の記録等）」に改め、同条第一項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、「整備が行われる場合において」の下に「第一種特定製品に冷媒として充塡した量及び」を加え、「充てんした」を「充塡した」に、「第二十六条第二号ニに規定する」を「第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合において再生をした量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量」に改め、「、再利用をした量」を削り、同条第二項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「発注者」を「発注をした第一種特定製品の管理者」に改め、同条第三項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、「整備が行われる場合において」の下に「第一種特定製品に冷媒として充塡した量及び」を加え、「第二十六条第二号ニに規定する」を「第五十条第一項ただし書の規定により第一種フロン類再生業を行う場合において再生をした量、第一種フロン類再生業者に引き渡した量」に改め、「、再利用をした量」を削り、同条を第四十七条とする。

第二十一条の見出しを「（第一種フロン類充塡回収業者の引渡義務）」に改め、同条第一項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「第十八条の二第一項ただし書」を「第三十九条第一項ただし書」に改め、「おいて」の下に「第三十七条第一項ただし書の規定により」を加え、「充てんしなかった」を「充塡したもの以外の」に、「同条第四項若しくは第二十条第一項」を「第三十九条第五項若しくは第四十四条第一項」に改め、「ときは、」の下に「第五十条第一項ただし書の規定により」を加え、「再利用（当該フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用し、又は冷媒その他製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。）」を「再生」に、「第二十六条第二号ニに規定する」を「第一種フロン類再生業者又は」に改め、同条第二項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条を第四十六条とする。

第二十条の二第一項及び第二項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条を第四十五条とする。

第二十条の見出しを「（第一種フロン類充塡回収業者の引取義務）」に改め、同条第一項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「第十九条」を「第四十一条」に改め、同条第二項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条を第四十四条とする。

第十九条の三第一項中「として充てんされている」を「として充塡されている」に、「第一種フロン類回収業者に」を「第一種フロン類充塡回収業者に」に改め、同項第二号中「充てんされている」を「充塡されている」に改め、同項第三号中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条第二項中「として充てんされている」を「として充塡されている」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同項第二号中「充てんされている」を「充塡されている」に改め、同条第四項中「充てんされている」を「充塡されている」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条第六項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条を第四十三条とする。

第十九条の二第一項中「発注しようとする者」を「発注しようとする第一種特定製品の管理者」に、「第五十二条第一項」を「第百条第一項第一号」に改め、同条を第四十二条とする。

第十九条中「行おうとする者」を「行おうとする第一種特定製品の管理者」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「充てんされている」を「充塡されている」に改め、同条を第四十一条とする。

第十八条の二第一項中「第一種特定製品の整備を行う者（以下「第一種特定製品整備者」という。）」を「第一種特定製品整備者」に、「充てんされている」を「充塡されている」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条第四項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に、「充てんされている」を「充塡されている」に改め、「おいて」の下に「第三十七条第一項本文の規定により」を加え、「充てんされなかった」を「充塡されたもの以外の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第一種フロン類回収業者（前項ただし書」を「第一種フロン類充塡回収業者（第一項ただし書」に、「第二十一条、第二十二条第一項から第三項まで、第二十三条、第二十四条第三項から第五項まで、第三十三条第一項及び第四項並びに第三十四条第二項」を「第六項、次条第一項、第四十六条、第四十七条第一項から第三項まで、第四十八条、第四十九条第一項、第二項及び第五項から第七項まで、第五十九条第一項及び第二項、第六十条第二項、第六十二条第三項及び第五項、第六十九条第一項及び第二項、第七十条第一項及び第二項、第七十一条第二項、第七十三条第二項及び第四項並びに第七十五条」に、「前項本文」を「第一項本文」に、「第二十条第二項」を「第四十四条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の回収の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が情報処理センターの使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあっては当該情報処理センターの名称を当該第一種フロン類充塡回収業者に通知しなければならない。

第十八条の二に次の一項を加える。

6　第一種フロン類充塡回収業者は、第一項本文に規定するフロン類の回収の委託を受けてフロン類の回収を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の回収を行ったときは、フロン類の回収を証する書面（以下この項及び次条第一項において「回収証明書」という。）に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該回収証明書を交付しなければならない。

第十八条の二を第三十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織の使用）

第四十条　第一種フロン類充塡回収業者は、第一種特定製品の整備に際して第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類を回収する場合（当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の使用に係る入出力装置が情報処理センター（前条第二項の規定によりその名称が通知された情報処理センターに限る。以下この項並びに次項において準用する第三十八条第二項及び第三項において同じ。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている場合に限る。）において、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得て、当該フロン類を回収した後主務省令で定める期間内に、電子情報処理組織を使用して、フロン類の種類ごとに、回収した量その他の主務省令で定める事項を情報処理センターに登録したときは、前条第六項の規定にかかわらず、回収証明書を交付することを要しない。

2　第三十八条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による登録について準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあるのは「第四十条第一項及び前二項」と読み替えるものとする。

第十八条中「第九条」を「第二十七条」に、「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充塡回収業者」に改め、同条を第三十六条とし、同条の次に次の二条を加える。